

総社市告示第119号

総社市建築物エネルギー消費性能適合性判定等実施要綱（平成29年総社市告示第52号）の一部を次のように改正する。

令和6年11月1日

総社市長 片岡 聡 一

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改正後	改正前
<p>(完了検査申請書に添付する書類)</p> <p>第5条 建築基準法第7条第1項若しくは第7条の2第1項の規定による検査の申請又は同法第18条第20項の規定による通知（以下「完了検査申請等」という。）をしようとする特定建築物の建築主は、完了検査申請等に係る建築物の建築物エネルギー消費性能確保計画に施行規則第3条に該当する軽微な変更があった場合は、建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号）第4条第1項第5号（同規則第4条の4の2及び第8条の2第13項において準用する場合を含む。）に規定する書類の一部として、次の各号に掲げる変更の場合に応じ、それぞれ当該各号に定める図書を建築主事又は建築副主事（次項において「建築主事等」という。）に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>2 完了検査申請等をしようとする特定建築物の建築主は、建築物エネルギー消費性能基準に係る工事監理の状況を記載した省エネ基準工事監理報告書を<u>建築主事等</u>に提出しなければならない。</p>	<p>(完了検査申請書に添付する書類)</p> <p>第5条 建築基準法第7条第1項若しくは第7条の2第1項の規定による検査の申請又は同法第18条第16項の規定による通知（以下「完了検査申請等」という。）をしようとする特定建築物の建築主は、完了検査申請等に係る建築物の建築物エネルギー消費性能確保計画に施行規則第3条に該当する軽微な変更があった場合は、建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号）第4条第1項第5号（同規則第4条の4の2及び第8条の2第13項において準用する場合を含む。）に規定する書類の一部として、次の各号に掲げる変更の場合に応じ、それぞれ当該各号に定める図書を<u>総社市建築主事</u>に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>2 完了検査申請等をしようとする特定建築物の建築主は、建築物エネルギー消費性能基準に係る工事監理の状況を記載した省エネ基準工事監理報告書を<u>総社市建築主事</u>に提出しなければならない。</p>

附 則

この告示は、令和6年11月1日から施行する。